

## 新サイマスタンダード安心パック利用規約

### 第1条（規約）

この新サイマスタンダード安心パック利用規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社エイチーム（以下「当社」といいます。）が提供する「新サイマスタンダード安心パック」（以下「本サービス」といいます。）を、第2条所定の契約者および補償対象者が利用するにあたって適用されます。

### 第2条（定義）

1. 契約者とは、当社から本サービスの購入を認められ、本サービスを購入した者をいいます。なお、契約者は最新の本規約を理解するものとし、本サービスの利用条件は、常に最新の本規約によることを予め承諾するものとします。
2. 補償対象者とは、契約者が本サービスを新規に購入した際に指定した者で、当社から補償対象者と認められた者をいいます。なお、補償対象者は最新の本規約を理解するものとし、本サービスの利用条件は、常に最新の本規約によることを予め承諾するものとします。
3. 補償対象者は個人に限ります。契約者は、補償対象者として法人を指定することはできず、補償対象者が法人の場合、いかなる場合も本サービスの利用はできないものとします。
4. 補償の対象となる自転車（以下「補償対象自転車」といいます。）は、本サービスと同時に当社が運営する自転車通販サイト cyma-サイマー（以下「cyma」といいます。）で購入し、当社にて防犯登録を行った自転車1台に限ります。ただし、当社が対象と認めた場合はこの限りではありません。
5. 前項に定める補償対象自転車のうち、cymaで行った防犯登録を抹消、もしくは変更等をした自転車は、本サービスの補償対象外となります。

### 第3条（譲渡禁止等）

契約者および補償対象者は、本サービスの権利を第三者に譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等の行為は出来ないものとします。

### 第4条（本サービスの利用料金・支払方法・支払時期）

1. 本サービスの利用料金および支払方法は、cyma上で表示するものとします。
2. 契約者は、本サービス利用の対価として、当社が定める利用料金を当社指定の支払い方法により支払うものとします。
3. 本サービスの利用料金の支払時期は下記のとおりとします。
  - （1）新規に本サービスを購入する場合

①購入日が毎月1日～19日に該当する場合  
購入時に、購入日の属する月の利用料金を支払うものとします。

②購入日が毎月20日～末日の1日前に該当する場合  
購入時に、購入日の属する月の利用料金と、翌月分の利用料金を合算して支払うものとします。

③購入日が毎月の末日に該当する場合  
購入時に、購入日の属する月の翌月分の利用料金を支払うものとします。

(2) 自動更新により本サービスを継続購入する場合  
毎月末日の2日前までに、翌月分の利用料金を支払うものとします。

4. 支払われた利用料金は当社が申込を承諾しなかった場合を除き、解約・取り消し・解除その他如何を問わず返還しないものとします。

5. 第7条1項に基づく解除または解約時にも利用料金の日割り計算は行わず、契約者は、解除または解約日の属する月の利用料金1ヶ月分を支払うものとします。

#### 第5条 (サービス提供期間)

1. 契約者および補償対象者に対する本サービスの提供期間は、下記に記載のとおりとします。

(1) 新規に本サービスを購入する場合  
購入日の翌日の午前0時より、サービス提供開始日の翌月1日の午後4時まで

(2) 自動更新により本サービスを継続購入する場合  
更新前のサービス提供期間終了時より、更新後のサービス提供開始日の翌月1日の午後4時まで

2. 本サービスは継続したサービスの提供を行うため、契約者から所定の期日までに解約申し出がない場合、毎月20日に契約が自動的に更新され、契約者は翌月分の本サービスを継続購入するものとします。

ただし、当社指定の期日までに当社指定の支払い方法による利用料金の支払が確認できなかった場合は、当社は契約の更新を行わず、継続購入はできないものとします。更新前のサービス提供期間の終了日をもって、契約は自動的に解約となります。

3. 本サービスの補償期間は最長で新規に本サービスを購入した時から10年間とし、それを超えた場合は、当該時点でのサービス提供期間の終了をもって、契約は自動的に解約となります。

#### 第6条（変更の届け出）

1. 契約者および補償対象者は、契約者および補償対象者の住所等、当社への届出内容に変更があった場合には、すみやかに当社所定の方法で変更を届け出るものとします。
2. 前項の届出が無かったことで契約者および補償対象者が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負いません。

#### 第7条（会員資格の喪失・解除・再加入）

1. 契約者または補償対象者が以下のいずれかに該当した場合、本サービスの提供期間中であっても、当社は契約者および補償対象者に事前に通知することなく、サービスの提供を停止、または、契約を解約および解除することができます。
  - ①本サービスの利用にあたり不正な行為があったとき。また、虚偽の申請が行われていたとき。
  - ②当社またはその関係者等に著しい迷惑や損害を与えたとき。
  - ③反社会的勢力であること、またはこれに関与していることが判明したとき。
  - ④補償対象者が死亡したとき。
  - ⑤当社指定の期日までに当社指定の支払い方法による利用料金の支払が行われなかったとき。

2. 契約者は当社所定の方法で、当社に通知することにより、以下の期日をもって、本サービスを解約することができます。

（1）毎月1日～19日に解約を通知した場合の解約日時  
解約を通知した日の属する月の翌月の1日午後4時

（2）毎月20日～末日に解約を通知した場合の解約日時  
解約を通知した日の属する月の翌々月の1日午後4時

なお、契約者からの通知により、本サービスを解約する場合であっても、上記の解約日時までサービスの提供は継続され、利用料金が発生します。

3. 補償対象者が第9条1項4号所定の盗難補償の適用を受けた場合は、以下の期日をもって解約となります。

（1）毎月1日～19日に補償の適用を受けた場合の解約日時  
補償適用日の属する月の翌月の1日午後4時

（2）毎月20日～末日に補償の適用を受けた場合の解約日時  
補償適用日の属する月の翌々月の1日午後4時

4. 本条第1項から第3項に基づき、当社もしくは契約者が、本サービスの契約の解除または解約を行った場合、契約者は、今後本サービスを契約できないものとします。また、補償対象者は、今後本サービスの補償対象者となれないものとし、補償対象自転車は、今後本サービスの補償対象自転車となれないものとします。ただし、第7条2項による、契約者からの通知に

よる解約をした場合は、当社から新たに自転車を購入した場合に限り、その自転車を補償対象自転車として、本サービスの契約を申し込むことができますものとします。

#### 第8条（個人情報の取扱い）

1. 当社は、契約者および補償対象者からご提供いただく個人情報を個人情報保護法等の法令に則り、適切に管理するものとします。

2. 当社が契約者および補償対象者の個人情報を第三者に開示、提供する条件、個人情報の取扱いに関する問い合わせ窓口等は、cyma上に掲示いたします。

#### 第9条（本サービス内容）

1. 当社は、補償対象者に対して以下のとおり、本サービスを提供します。以下①から⑦以外は本サービスの対象外となります。

- ①自転車ロードサービス
- ②お店でパンクCARE（ケア）
- ③サイクルパーツ10%OFF
- ④盗難補償
- ⑤個人賠償責任補償最大1億円
- ⑥入院一時金（免責2日）
- ⑦示談交渉代行

2. 本条第1項における①から⑦の内容は下記に記載のとおりとします。

##### ①自転車ロードサービス

本サービスにおける補償対象自転車を自転車ロードサービス利用規約における対象自転車として、

「自転車ロードサービス利用規約 ([https://cyclemarket.jp/static/page\\_roadService](https://cyclemarket.jp/static/page_roadService))」に準じます。

##### ②お店でパンクCARE（ケア）

本サービスにおける補償対象者をお店でパンクCARE(ケア)における会員とし、本サービスにおける補償対象自転車をお店でパンクCARE（ケア）における登録自転車として、「お店でパンクCARE（ケア）会員規約 ([https://cyclemarket.jp/static/page\\_counterPunctureCare](https://cyclemarket.jp/static/page_counterPunctureCare))」に準じます。

##### ③サイクルパーツ10%OFF

第5条のサービス提供期間毎に、パーツ10%OFFクーポン（以下「クーポン」といいます。）を発行します。クーポンは、本サービスの契約者がcymaでパーツを購入する時に利用可能で、利用回数はクーポン毎に1回までとします。なお、詳しいクーポンの利用条件等はcyma上に表示するものとします。

##### ④盗難補償

補償対象者の利用する補償対象自転車が盗難にあった場合、同一車種をcymaで再購入する際に補償対象自転車を当初購入した際の自転車本体価格の50%（上限は20,000円とする。）を補償します。ただし、cyma上に表示する利用方法に沿って盗難補償の利用申請が行われなかった場合や、cyma上に定める提出物が正しく提出されなかった場合は、補償は適用されません。補償適用日は、同一車種をcymaで再購入した日とし、補償の適用は第5条に定めるサービス提供期間内で1度限りとします。なお、詳しい盗難補償の利用条件等はcyma上に表示するものとします。

⑤個人賠償責任補償最大1億円、⑥入院一時金（免責2日）、⑦示談交渉代行  
「新スタンダード安心パック付帯保険規約（[https://cyclmarket.jp/docs/support\\_alone\\_terms\\_continued.pdf](https://cyclmarket.jp/docs/support_alone_terms_continued.pdf)）」所定のとおりとします。

#### 第10条（規約の追加・変更）

当社は、運営上必要と判断した場合または経済情勢の変動等のやむを得ない事情が生じた場合は、契約者および補償対象者の承諾または事前通知なく本規約を追加・変更できるものとします。

#### 第11条（その他）

本規約に記載が無い事項は、cyma利用規約の内容が優先されるものとします。

付則

2018年3月31日 施行

2018年5月18日 改定